

大網白里市体育協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、市の体育事業等において模範となり、大会等においても優秀な成績を収めた者を表彰し、市のスポーツ振興を促進することを目的とする。

(表彰)

第2条 表彰は、功労表彰とし、郡市民体育大会の解団式において授与する。

(功労表彰)

第3条 功労表彰は、次の各号の一に該当する者のうち、功績顕著な者について会長が行う。

- (1)郡市体育大会等において優秀な成績（優勝3回、連続とは限らず）を収めた個人
- (2)郡市体育大会等において優秀な成績を収めた団体からの推薦で会長が認めた者
- (3)団体において模範となる実績をあげられ団体からの推薦があり会長が相当と認めた者（団体1名を基本とする）
- (4)その他第1条の目的に基づいて特に会長が認める者

(表彰者名簿)

第4条 表彰者の氏名その他必要な事項は、表彰者名簿に記載し、保存するものとする。

この規程は、平成19年7月21日から施行する。

この規程は、平成25年7月4日から施行する。

この規程は、平成27年10月17日から施行する。